

平成 28 年度から軽自動車税の税率が変わります

車種区分		年税額			申請受付場所			
		現行	新税率	重課税率				
一輪車	原付	50cc 以下	1000 円	2000 円	税務課市民税班 (☎ 63-1111 内線 171) ※有明支所・三会出張所 でも受付できます 長崎運輸支局 (☎ 050-5540-2083)			
		50cc超 90cc以下	1200 円	2000 円				
		90cc超 125cc 以下	1600 円	2400 円				
		ミニカー	2500 円	3700 円				
	小型特殊	農耕作業用	1600 円	2000 円				
		その他 (フォークリフトなど)	4700 円	5900 円				
小型二輪	250cc超	4000 円	6000 円					
軽二輪	125cc超 250cc 以下	2400 円	3600 円					
軽自動車	軽四輪	乗用	自家用	7200 円	10800 円	全国軽自動車協会連合会 長崎事務所 (☎ 095-838-3244)		
			営業用	5500 円	6900 円			
		貨物	自家用 ※ 1	4000 円	5000 円		※ 3	6000 円
			営業用	3000 円	3800 円			4500 円
	軽三輪			3100 円	3900 円		4600 円	

- ※ 1 平成 27 年 3 月 31 日までに新規登録した軽自動車は、「現行」年税額が適用されます
- ※ 2 平成 27 年 4 月 1 日以降に新規登録した軽自動車は、「新税率」年税額が適用されます
- ※ 3 新車登録から 13 年経過した車両は、14 年目を迎える年度から「重課税率」年税額が適用されます (平成 28 年度は平成 14 年 12 月 31 日以前に登録した車両が対象です)

環境性能に応じた車両の特例措置として、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに新規登録し、次に該当 (※ 4 ~ 6) する三輪以上の軽自動車は、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次表のとおり税率が軽減されます。

税率 (年額) の軽減		約 75% (※ 4)	約 50% (※ 5)	約 25% (※ 6)	
軽四輪	乗用	自家用	2700 円	5400 円	8100 円
		営業用	1800 円	3500 円	5200 円
	貨物	自家用	1300 円	2500 円	3800 円
		営業用	1000 円	1900 円	2900 円
軽三輪		1000 円	2000 円	3000 円	

- ※ 4 電気自動車および天然ガス自動車 (平成 21 年排出ガス 10% 低減)
- ※ 5 乗用: H32 年度燃費基準 + 20% 達成車
貨物用: H27 年度燃費基準 + 35% 達成車
- ※ 6 乗用: H32 年度燃費基準
貨物用: H27 年度燃費基準 + 15% 達成車 (※ 5、6 はいずれも H17 年排出ガス基準 75% 低減達成車に限ります)

軽自動車・バイクの廃車や名義変更は早めに済ませましょう

軽自動車税は、4 月 1 日に軽自動車 (軽自動車・バイク・小型特殊自動車など) を所有している人に課税される税金です。4 月 2 日以降に廃車や名義変更の手続きをしても、月割になったり、還付されることはありませんので注意してください。なお、納税通知書は毎年 5 月中旬に送付し、納期限は 5 月末日となります。

次の事例に該当する場合は速やかに必要な手続きを行いましょ

※車種によって受付場所が異なりますので上記税額一覧表を参照してください

事 例	必要な手続き
他人に譲った・他人から譲ってもらった	名義変更
所有者が亡くなった	廃車・新しい所有者に名義変更
解体業者に依頼して解体した	ナンバープレートや車検証を返納し、廃車手続
市外に住所が変わった (原付バイクなど)	島原市ナンバーの返納・転居先でナンバー交付申請
住所が変わった (軽自動車など)	車検証の記載事項変更



▶ 問い合わせ先 税務課市民税班 (☎ 63-1111 内線 171)